

10734P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

34

法人税法

▼  
理論マスター



令和6年度試験対策

法令等の改正・本試験の出題傾向に対応！



サイバーブックストアにて

**TAC出版**

TAC PUBLISHING Group

# はじめに

最近の法人税法の理論問題は、個別問題形式だけでなく総合問題形式あるいは事例問題形式といった応用問題形式の出題がされており、50～70問の想定問題では対処できなくなっている。しかしながら、いずれの出題形式であってもその基本となるのは条文を中心とした個別理論である。

これをふまえ、本書（令和5年分の改正を考慮したもの）においては条文を基礎としつつ、合格答案の作成に必要不可欠な内容をテーマ別に収録している。

まずはこの「理論マスター」で重要論点をすべて把握し、その後に、「理論ドクター」で応用力を養成して応用理論問題に対処できる力を養っていただきたい。

この「理論マスター」を利用した受験生の中から多くの合格者が輩出されており、また、多くの合格者が本書を推薦していることからも自信をもって皆さんにお勧めすることができる。

本書を利用した受験生全員が合格の栄冠を勝ち取られることを願ってやまない。

TAC税理士講座

## 凡　　例

法 .....	法人税法
令 .....	法人税法施行令
措法 .....	租税特別措置法
措令 .....	租税特別措置法施行令
国通法 .....	国税通則法
基通 .....	法人税基本通達

## 引　　用　　例

法22③ .....	法人税法第22条第3項
------------	-------------

## 注　　意　　点

本書は、令和5年7月施行法令によって作成されている。

## 本書を使用する際の注意点

### 1 テーマについて

法体系の確認がしやすいように、各理論問題については、テーマごとに分けて収録し、各テーマをページの上部に表示しております。

また、各理論問題は、各テーマに属する枝番号（1-1等）で表示しております。法令の体系的な学習（応用理論対策等）に役立ててください。

### 2 ランクについて

各理論問題について、その科目を学習するまでの重要度（ランク）を、理論問題のタイトルの横に表示しております。

理論学習をする際の指針としてください。

ランク A …… 学習をするにあたって非常に重要度の高い理論問題

ランク B …… 学習をするにあたって比較的重要度の高い理論問題

ランク C …… 学習をするにあたって比較的重要度の低い理論問題

### 3 重要度について

各理論問題の中の各項目について、その理論問題の中での重要度を、項目のタイトルの横に表示しております。

理論学習をする際の指針としてください。

◎ …… その理論問題の中で非常に重要度の高い項目

○ …… その理論問題の中で比較的重要度の高い項目

△ …… その理論問題の中で比較的重要度の低い項目

### 4 カッコ書きについて

本文中のカッコ書きについては、本文との区別がしやすいように文字の大きさを小さくして収録しております。

まずはカッコ書きを除いて文章を確認し、その後、カッコ書きを付け足す形で確認をすると学習しやすくなりますので、参考にしてください。

### 5 条文番号について

各理論問題の中の各項目について、参照して頂く条文番号を表示しておりますが、条文番号については暗記（解答）する必要はありません。

## CONTENTS

### 目 次

#### テーマ 1：総 則 等

1－1	納税義務者と課税所得等の範囲	2
1－2	事業年度	4
1－3	納税地	6
1－4	資本金等の額	8
1－5	利益積立金額	10
1－6	実質課税（所得の帰属）	12
1－7	法人課税信託	14
1－8	組合等損失超過額	16
1－9	一般社団法人・一般財団法人関連規定	18

#### テーマ 2：企業利益と課税所得

2－1	各事業年度の所得の金額の計算の通則	22
2－2	収益の額	23

#### テーマ 3：同 族 会 社 等

3－1	同族会社の意義	26
3－2	役員及び使用人兼務役員の範囲	27
3－3	特定同族会社の特別税率	28

#### テーマ 4：損益の帰属時期

4－1	延払基準	32
4－2	工事進行基準	36

#### テーマ 5：受 取 配 当 等

5－1	受取配当等の益金不算入	40
5－2	みなし配当	42
5－3	資本の払戻し	44
5－4	解散による残余財産の分配	45
5－5	自己株式等の取得（市場等以外）	46
5－6	外国子会社から受ける配当等	47

## テーマ 6：資産評価及び償却費等

6-1	棚卸資産の期末評価方法、選定、変更等	50
6-2	棚卸資産の取得価額	52
6-3	短期売買商品等の譲渡損益	54
6-4	短期売買商品等の期末評価、評価損益等	56
6-5	有価証券の譲渡損益（原則）	58
6-6	有価証券の譲渡損益（特例）	60
6-7	有価証券の期末評価、評価損益	62
6-8	有価証券の取得価額	64
6-9	デリバティブ取引	66
6-10	減価償却資産等の償却費等の損金算入	68
6-11	減価償却資産の償却方法の選定、変更等	70
6-12	減価償却資産の取得価額	74
6-13	繰延資産	76
6-14	金銭債務の償還差損益	78
6-15	外貨建取引の換算	79
6-16	外貨建資産等の期末換算	80
6-17	為替予約差額の配分	82
6-18	資産の評価損益	84

## テーマ 7：給与等

7-1	役員及び使用人兼務役員の範囲	88
7-2	役員給与	90
7-3	使用人給与	94
7-4	譲渡制限付株式を対価とする費用	96
7-5	新株予約権を対価とする費用等	97

## テーマ 8：その他の営業経費

8-1	寄附金	100
8-2	交際費等	104
8-3	租税公課、不正行為等に係る費用	106
8-4	還付金等	108
8-5	資産に係る控除対象外消費税額等	110

## テーマ9：圧縮記帳等

9-1	国庫補助金等の圧縮記帳	112
9-2	国庫補助金等の特別勘定等	114
9-3	保険差益の圧縮記帳	116
9-4	保険差益の特別勘定等	118
9-5	交換の圧縮記帳	120
9-6	特定資産の買換えの圧縮記帳	122
9-7	特定資産の買換えの特別勘定等	124
9-8	収用等の圧縮記帳等	126
9-9	収用等の特別勘定等	128
9-10	換地処分等の圧縮記帳等	130

## テーマ10：引当金等

10-1	貸倒引当金	134
10-2	海外投資等損失準備金	138

## テーマ11：借地権等

11-1	借地権等の設定、更新	140
11-2	リース取引に係る所得の金額の計算	142

## テーマ12：欠損金等

12-1	欠損金の繰越控除	146
12-2	債務免除等があった場合の欠損金	148
12-3	欠損金の繰戻し還付	150
12-4	欠損等法人	152

## テーマ13：海外取引

13-1	国外関連者に係る課税の特例	156
13-2	国外支配株主等に係る課税の特例	158
13-3	対象純支払利子等に係る課税の特例	160
13-4	外国関係会社に係る課税の特例	162

## テーマ14：税額計算

14-1	試験研究費の特別控除	168
14-2	中小企業者等が機械等を取得した場合	172

14-3	特定経営力向上設備等を取得した場合	174
14-4	給与等の支給額が増加した場合	176
14-5	特別償却準備金	178
14-6	使途秘匿金	180
14-7	所得税額控除	182
14-8	外国税額控除	184
14-9	仮装経理に基づく過大申告	186

### テーマ15：申告・納付等

15-1	税額の計算	190
15-2	各事業年度の所得課税（確定申告等）	192
15-3	各事業年度の所得課税（期限の延長）	194
15-4	青色申告	196
15-5	更正の請求	198
15-6	更正及び決定	200

### テーマ16：企業組織再編成等

16-1	移転資産等の譲渡損益等	204
16-2	非適格合併	206
16-3	適格合併	208
16-4	非適格分割型分割	212
16-5	適格分割型分割	214
16-6	非適格分社型分割	216
16-7	適格分社型分割	217
16-8	非適格現物出資	218
16-9	適格現物出資	219
16-10	非適格現物分配（残余財産の分配等以外）	220
16-11	適格現物分配（残余財産の分配等以外）	221
16-12	非適格現物分配（残余財産の分配等）	222
16-13	適格現物分配（残余財産の分配等）	224
16-14	非適格株式分配	228
16-15	適格株式分配	230
16-16	非適格株式交換	232
16-17	適格株式交換	234
16-18	非適格株式移転	236

16-19	適格株式移転	238
16-20	資産等に係る調整勘定の損金算入等	240
16-21	組織再編成に伴う欠損金の引継ぎ等	242

### テーマ17：グループ法人税制

17-1	受贈益・寄附金	246
17-2	譲渡損益調整資産	248
17-3	その他のグループ法人税制関連規定	250

### テーマ18：グループ通算制度

18-1	損益通算及び欠損金の通算のための承認	254
18-2	事業年度の特例	256
18-3	資産の時価評価損益等	258
18-4	損益通算	262
18-5	欠損金の通算	264
18-6	税率その他の規定	266

《参考》	慣用語の知識	268
------	--------	-----

#### 《マークの見方》

-  **プラスα** …… 少し応用的ですが、本文の次に押さえてほしい内容です。
-  **参考** …… 内容理解を深めるために押さえておくとよい内容です。
-  **留意点** …… 解答範囲の限定など、各理論の使い方や関連規定などを紹介しています。

## テーマ

1

# 総則等

- 1－1 納税義務者と課税所得等の範囲
- 1－2 事業年度
- 1－3 納税地
- 1－4 資本金等の額
- 1－5 利益積立金額
- 1－6 実質課税（所得の帰属）
- 1－7 法人課税信託
- 1－8 組合等損失超過額
- 1－9 一般社団法人・一般財団法人関連規定

## 1-1

## 納税義務者と課税所得等の範囲

## 1. 納税義務者

重要度◎

## (1) 内国法人 (法4①)

内国法人は、**法人税を納める義務**がある。

ただし、**公益法人等又は人格のない社団等**については、**収益事業**を行う場合、**法人課税信託の引受け**を行う場合又は退職年金業務等を行う場合に限る。

## (2) 公共法人 (法4②)

公共法人は、(1)にかかわらず、**法人税を納める義務**がない。

## (3) 外国法人 (法4③)

外国法人は、**国内源泉所得**を有するとき（人格のない社団等については、**国内源泉所得で収益事業から生ずるもの**を有するときに限る。）、**法人課税信託の引受け**を行うとき又は退職年金業務等を行うときは、**法人税を納める義務**がある。

## 2. 課税所得等の範囲

重要度◎

## (1) 内国法人 (法5～7)

① 内国法人に対しては、**各事業年度の所得**について、**各事業年度の所得に対する法人税**を課する。

② 内国法人である**公益法人等又は人格のない社団等**の**各事業年度の所得**のうち**収益事業から生じた所得以外の所得**については、①にかかわらず、**各事業年度の所得に対する法人税**を課さない。

③ 退職年金業務等を行う内国法人に対しては、①の法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

## (2) 外国法人 (法8、法9)

① 外国法人に対しては、外国法人の区分に応じそれぞれの**国内源泉所得に係る所得**について、**各事業年度の所得に対する法人税**を課する。

② 外国法人（**人格のない社団等**に限る。）の①の所得のうち**収益事業から生じた所得以外の所得**については、①にかかわらず、**各事業年度の所得に対する法人税**を課さない。

③ 退職年金業務等を行う外国法人に対しては、①に係る法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

## (3) 適用停止（措法68の5）

退職年金業務等を行う法人の一定の期間内に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

## 3. 用語の意義

重要度◎

## (1) 内国法人（法2三）

国内に**本店又は主たる事務所**を有する法人をいう。

## (2) 外国法人（法2四）

内国法人以外の法人をいう。

## (3) 人格のない社団等（法2八、法3）

**法人でない社団又は財団で代表者**又は**管理人**の定めがあるものをいう。

なお、**人格のない社団等**は、**法人**とみなして法人税法の規定を適用する。



## 参考 法人課税信託の引受けを行う個人（法4④）

個人は、法人課税信託の引受けを行うときは、法人税を納める義務がある。

## 1-2

## 事業年度

## 1. 事業年度の意義

重要度◎

## (1) 会計期間の定めがある場合 (法13①)

法人の財産及び損益の計算の単位となる期間（以下「会計期間」という。）で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」という。）に定めるものをいう。

## (2) 会計期間の定めがない場合 (法13①～④)

① 法令又は定款等に会計期間の定めがない場合には、設立の日等以後2月以内に納税地の所轄税務署長に届け出た会計期間をいう。

② ①の届出をすべき法人（人格のない社団等を除く。）がその届出をしない場合には、納税地の所轄税務署長が指定し、通知した会計期間をいう。

③ ①の届出をすべき人格のない社団等がその届出をしない場合には、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

## (3) 1年を超える会計期間の場合 (法13①)

(1) 又は(2)の期間が1年を超える場合には、その期間をその開始の日以後1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）をいう。

## 2. 事業年度の特例 (法14①)

重要度◎

次の場合には、その事実が生じた法人の事業年度は、上記1.にかかわらず、それに定める日に終了し、これに続く事業年度は、(2)、(3)を除き、同日の翌日から開始するものとする。

- (1) 内国法人が事業年度の中途において解散（合併による解散を除く。）をしたこと  
その解散の日
- (2) 法人が事業年度の中途において合併により解散したこと  
その合併の日の前日
- (3) 清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定したこと  
その残余財産の確定の日
- (4) 清算中の内国法人が事業年度の中途において継続したこと  
その継続の日の前日

### 3. 事業年度の変更等の届出 (法15)

重要度○

法人はその定款等に定める会計期間を変更し、又は新たに定めた場合には、遅滞なく、その変更前及び変更後の会計期間又はその定めた会計期間を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。



#### 参考 外国法人における事業年度の特例 (法14①)

次の場合には、その事実が生じた法人の事業年度は、それぞれに定める日に終了し、これに続く事業年度は、同日の翌日から開始するものとする。

(1) 恒久的施設を有しない外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有することとなったこと

その有することとなった日の前日

(2) 恒久的施設を有する外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有しないこととなったこと

その有しないこととなった日

(3) 恒久的施設を有しない外国法人が事業年度の中途において国内で新たに人的役務の提供事業を開始し、又はその事業を廃止したこと

その事業の開始の日の前日又はその事業の廃止の日

## 1-3

## 納税地

## 1. 内国法人 (法16)

重要度◎

本店又は主たる事務所の所在地とする。

## 2. 外国法人 (法17、令16)

重要度△

次の外国法人の区分に応じ、それぞれの場所とする。

## (1) 恒久的施設を有する外国法人

恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所等の所在地（これらが2以上の場合には主たるもの所在地）

## (2) 恒久的施設を有しない外国法人で、不動産の貸付け等の対価を受けるもの

その対価に係る資産の所在地（資産が2以上の場合は主たるもの所在地）

## (3) (1)、(2)以外の外国法人

その外国法人が選択した場所その他一定の場所

## 3. 指 定 (法18)

重要度○

上記1.又は2.の納税地が法人税の納税地として不適当であると認められる場合には、納税地の所轄国税局長等は、その法人税の納税地を指定することができる。

この場合には、その法人に対し書面によりその旨を通知する。

## 4. 指定の取消し (法19)

重要度○

納税地の指定処分の取消しがあった場合においても、その取消しは、その指定処分のあった時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となった納税地でされた申告等の効力に影響を及ぼさない。

## 5. 異動の届出 (法20)

重要度○

法人は、納税地に異動があった場合には、遅滞なく、その異動前の納税地の所轄税務署長にその旨を届け出なければならない。

**参考 法人課税信託の受託者である個人（法17の2）**

法人課税信託の受託者である個人のその法人課税信託に係る法人税の納税地は、所得税法に定める場所とする。

**参考 設立等に係る届出（法148①、法150①③）****(1) 設立した場合**

新たに設立された内国法人である普通法人又は協同組合等は、その設立の日以後2月以内に、納税地等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

**(2) 収益事業を開始した場合**

内国法人である公益法人等又は人格のない社団等は、新たに収益事業を開始した場合には、その開始の日以後2月以内に、納税地等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

**(3) 普通法人等に該当することとなった場合**

公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合には、その該当することとなった日以後2月以内に、納税地等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

## 1-4

## 資本金等の額

## 1. 資本金等の額（令8）

重要度◎

法人が**株主等**から**出資**を受けた金額として、(1)と(2)の金額の合計額をいう。

- (1) **資本金の額**又は出資金の額
- (2) ①の金額の合計額から②の金額の合計額を減算した金額
- ① **資本金等の額に加算するもの**
- イ **株式の発行**又は**自己株式の譲渡**をした場合の**払込金銭の額等**から増加した**資本金の額**（注）を**減算**した金額  
(注) 設立による**株式の発行**は、**設立時の資本金の額**
- ロ **新株予約権の行使**によりその**行使**をした者に**自己株式を交付**した場合の**払込金銭の額等**及びその直前の**新株予約権の帳簿価額**の合計額からその**行使**に伴う**株式の発行**により**増加した資本金の額を減算**した金額
- ハ **資本金の額を減少**した場合のその**減少**した金額
- ニ その他一定の金額
- ② **資本金等の額から減算するもの**
- イ **準備金の額**又は**剰余金の額を減少して資本金の額を増加**した場合のその**増加額**
- ロ **資本の払戻し**又は**解散**による**残余財産の一部分配**に係る**減資資本金額**  
(**資本の払戻し**の場合、**減少した資本剰余金の額**を超えるときは、その超える部分の金額を**控除**した金額)
- ハ **自己株式の取得**（**市場購入**によるもの等を除く。）により金額等を交付した場合の**取得資本金額**
- ニ **自己株式の取得**（**市場購入**によるもの等に限る。）の**対価の額**
- ホ **みなし配当事由**によりその法人との間に**完全支配関係**がある他の内国法人から**金銭等の交付**を受けた場合等（当該他の内国法人の**残余財産の分配**を受けないことが確定した場合を含む。）の**みなし配当の額**及びその**みなし配当事由**に係る**有価証券の譲渡対価の額**とされる金額の合計額からその**金銭の額等**の合計額を**減算**した金額に相当する金額
- ヘ その他一定の金額

## 2. その他の調整金額

重要度○

### (1) 資本金等の額に加算するもの

- ① 合併により移転を受けた資産及び負債の純資産価額から増加資本金額等を減算した金額
- ② 分割型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額から増加資本金額等を減算した金額
- ③ 分社型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額から増加資本金額等を減算した金額
- ④ 適格現物出資により移転を受けた資産及び負債の純資産価額から増加した資本金の額を減算した金額
- ⑤ 非適格現物出資により現物出資法人に交付した被現物出資法人の株式のその時の価額から増加した資本金の額を減算した金額
- ⑥ 株式交換により移転を受けた株式交換完全子法人の株式の取得価額から増加資本金額等を減算した金額
- ⑦ 株式移転により移転を受けた株式移転完全子法人の株式の取得価額からその移転時の資本金の額等を減算した金額

### (2) 資本金等の額から減算するもの

- ① 分割法人の分割型分割の直前の資本金等の額に移転純資産割合を乗じて計算した金額
- ② 現物分配法人の非適格株式分配の直前の資本金等の額に株式分配割合を乗じて計算した金額
- ③ 適格株式分配により交付した完全子法人株式の帳簿価額相当額

## 1-5

## 利益積立金額

## 1. 利益積立金額（令9）

重要度◎

法人の所得の金額で**留保**している金額として、(1)の金額の合計額から(2)の金額の合計額を減算した金額をいう。

## (1) 利益積立金額に加算するもの

- ① イ～トまでの金額の合計額からチ～ヌの金額の合計額を減算した金額  
 (留保していない金額がある場合にはその金額を減算した金額とし、**公益法人等**又は**人格のない社団等**にあっては**収益事業**から生じたものに限る。)

- イ 所得の金額（各種所得の特別控除額を含む。）
- ロ 受取配当等の益金不算入額
- ハ 外国子会社から受ける配当等の益金不算入額
- ニ 受贈益の益金不算入額
- ホ 還付金等の益金不算入額等
- ヘ 繰越欠損金等の損金算入額
- ト その他一定の金額
- チ 欠損金額
- リ 法人税及び地方法人税並びに住民税として納付することとなる金額等
- ヌ 完全支配関係がある法人間の取引により譲渡損益調整資産の取得価額に算入しない金額からその取得価額に算入する金額を**減算**した金額

- ② 法人が有するその法人との間に**完全支配関係**がある法人の株式等について  
 寄附修正事由が生ずる場合のその受贈益の額に持分割合を乗じて計算した金額からその寄附金の額に持分割合を乗じて計算した金額を**減算**した金額

- ③ その他一定の金額

## (2) 利益積立金額から減算するもの

- ① 剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うもの並びに分割型分割及び株式分配を除く。）等の額として**株主等に交付する金銭の額等**の合計額
- ② 資本の払戻し又は**残余財産の一部分配**による交付金銭の額等の合計額が**減資資本金額**を超える場合のその超える部分の金額
- ③ 自己株式の取得（市場購入によるもの等を除く。）による交付金銭の額等の合計額が**取得資本金額**を超える場合のその超える部分の金額
- ④ その他一定の金額

税理士受験シリーズ  
2024年度版 34 法人税法 理論マスター

発行日 2023年8月25日  
初版発行  
編著者 TAC株式会社（税理士講座）  
発行者 多田敏男  
発行所 TAC株式会社 出版事業部 （TAC出版）  
〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492  
FAX 03-5276-9674  
<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2023

管理コード 10734P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。